

## ○旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金条例

令和2年6月25日条例第39号

## 旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金条例

## (設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）対策に関する事業に必要な経費の財源に充てるため、旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金（以下「基金」という。）を設置する。

## (積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定めるものとする。

## (管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

## (収益の処理)

第4条 基金から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上し、新型コロナウイルス感染症対策に関する事業の費途に充てるほか、基金に編入するものとする。

## (繰替運用等)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

## (処分)

第6条 市長は、第1条の目的のために基金の全部又は一部を処分することができる。

## (委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

## (この条例の失効)

2 この条例は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。